

6 保険者機能の充実・強化

- 保険者による調剤レセプトの審査・支払【平成 16 年度中に結論】
- 保険者と薬局との協力関係の構築【平成 16 年度中に結論】
- 2,000 点未満の調剤レセプトの再審査請求【平成 16 年度中に結論】

7 診療報酬体系の見直し等

- 包括払い、定額払い制度への移行の促進【逐次実施】
- 診療報酬点数算定ルールの特簡化、明確化【逐次実施】

8 我が国における外国人医師・看護師による医療行為等の解禁

- 医師の臨床修練制度の充実【平成 16 年度の早期に措置】
- 国家資格取得者の就労制限の緩和【逐次実施】
- 介護福祉士及びあん摩マッサージ指圧師の就労制限の緩和【逐次実施】
- 医師・看護師の国家資格取得要件の緩和、明確化【平成 16 年度中に措置】
- 看護師等養成所の外国人受入定員規制の緩和【平成 16 年度中に措置】
- 医師などの相互受入協定の締結の推進【逐次実施】
- 外国人医師等の相互受入時の国家資格の取得要件の緩和【逐次実施】

9 高齢者介護の新しい仕組みの在り方【平成 16 年度から科学的・実証的研究の開始、逐次実施】

10 薬学教育 6 年制導入に伴う薬剤師国家試験の受験資格見直し【平成 15 年度中に結論】

II 雇用・労働分野

1 円滑な労働移動を可能とする規制改革

- 職業紹介規制の抜本的緩和
 - ・ 求職者からの手数料規制の緩和【平成 15 年末までに措置】
- 募集・採用における制限の緩和・差別撤廃
 - ・ 募集・採用時に年齢制限を付す事業主の説明責任の明確化【次期通常国会に法案提出等所要の措置】
- 技能検定の受検資格の要件の緩和【平成 15 年度中に措置】

2 就労形態の多様化を可能とする規制改革

- 派遣就業の機会拡大【平成 17 年度中に検討】
- 裁量労働制の拡大等
 - ・ 企画業務型裁量労働制の手続簡素化等の周知徹底【適宜実施】

3 新しい労働者像に応じた制度改革

- 労働時間規制の適用除外の拡大等【平成 16 年度中に海外事例の調査】
- 社会保険制度の改革等【次期通常国会に法案提出等所要の措置】

4 事後チェック機能の強化

- 職業紹介事業・労働者派遣事業の指導・監督体制の在り方【平成 16 年度中に措置】

5 その他

- 勤労者財産形成制度における事務代行の趣旨の明確化【平成 15 年末までに措置】
- 衛生管理者の選任要件の緩和【平成 16 年度中に検討・結論】
- 産業別最低賃金制度の見直し【平成 16 年度中に検討】

III 「構造改革特区」等による「官製市場」改革の推進

国民年金の徴収事務等の見直し

- 強制徴収の強化【平成 16 年度中に措置】

(3) 構造改革特区について

構造改革特区について

これまでの主な経過及び今後の予定

平成14年

- 7月 ・ 第1次提案募集（地方公共団体等から意見募集）
- 10月 ・ 推進本部において第1次提案に対する対応方針決定
- 12月 ・ 構造改革特別区域法（特区法）成立

平成15年

- 1月 ・ 第2次提案募集
- ・ 特区法に基づく「基本方針」閣議決定
- 2月 ・ 推進本部において、第2次提案に対する対応方針決定
- 5月 ・ 特区法一部改正
- 6月 ・ 特区法に基づく「基本方針」改定（第2次提案等）の閣議決定
- ・ 第3次提案募集
- 9月 ・ 推進本部において、第3次提案に対する対応方針決定
- 11月 ・ 第4次提案募集

平成16年

- 1月下旬 ・ 特区法に基づく「基本方針」改定（第3次提案等）の閣議決定（予定）
- 2月 ・ 推進本部において、第4次提案に対する対応方針決定（予定）
- 3月 ・ 特区法一部改正（予定）

構造改革特別区域法の基本的枠組み

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

- 構造改革特別区域制度の推進の意義・目標
- 実施すべき施策に関する基本的な方針
- 政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

・講ずることが可能な規制の特例措置(法律、政令、省令、通達等)について一覧性を確保

<地方公共団体> 構造改革特別区域計画の作成・申請

《関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能(各省庁は回答義務)》

《民間も、地方公共団体に提案可能(採用されない場合は理由等を通知)》

(計画の内容)

- 構造改革特別区域の範囲
- 事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置
- 期待される地域活性化の効果 等

<内閣総理大臣> 構造改革特別区域計画の認定

- 基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。
- 規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(規制の特例措置を講ずることの必要性及び要件適合性については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。)

規制の特例措置の適用

- 計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置(内閣総理大臣が本部長)※

- 構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整

※ 構成員は、すべての国務大臣

構造改革特区に関する対応状況

1 特区において実施することとした事項（厚生労働省関係事項）

（１）第１次提案募集において認められた事項

（平成１４年１０月１１日「構造改革特区推進プログラム」）

- ①社会保険労務士の業務に労働契約の締結等の代理の業務を追加
- ②島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化
→ 今後、全国展開する予定
- ③官民連携による職業紹介サービス等のワンストップ提供
- ④キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認
→ 今後、全国展開する予定
- ⑤県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の容認
- ⑥高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。人員配置、構造設備要件等の弾力的運営
- ⑦公設民営方式又はＰＦＩ方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認
- ⑧児童養護施設、肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託の容認

（２）第２次提案募集において認められた事項

（平成１５年２月２７日「第２次提案に対する政府の対応方針」）

- ①自由診療かつ高度な医療に限定した株式会社の医療参入
→ 平成１６年３月の特区法一部改正法案に盛り込まれる予定
- ②ボイラー、第一種圧力容器の性能検査についての検査周期の延長
- ③児童福祉施設における調理業務の外部委託の容認
- ④保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認
- ⑤保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認
- ⑥高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外
- ⑦保育の実施に係る事務の教育委員会への委任
- ⑧障害児施設における調理業務の外部委託の容認
- ⑨人員及び設備基準を緩和した単独型児童短期入所事業の容認
- ⑩知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用の可能化

(3) 第3次提案募集において認められた事項

(平成15年9月12日「第3次提案に対する政府の対応方針」)

- ① 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認
- ② 幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例
- ③ 救護施設の定員要件の引下げ → 今後、全国展開する予定
- ④ 身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大
- ⑤ 人員及び設備基準を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認
- ⑥ 支援費制度における施設訓練等支援費の日額単位算定の可能性
- ⑦ 支援費制度における知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の日額単位算定の可能性
- ⑧ 狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大
→ 平成16年3月の特区法一部改正法案に盛り込まれる予定

2 全国において実施することとした事項（厚生労働省関係主要事項）

(1) 第1次提案募集において認められた事項

- ・ 高度先進医療の実施について特定療養費制度の対象となる「特定承認保険医療機関」の要件緩和
- ・ 病床数制限の例外となる高度先進医療に係る病床などの「特定病床等の特例」に関する要件の緩和
- ・ 外国人医師が医師免許を持たなくとも医療行為が可能な「臨床修練制度」の要件緩和
- ・ 医師主導の治験制度の導入（未承認の薬剤等の使用を含む）
- ・ 労働者派遣における物の製造業務への対象業務の拡大、派遣期間延長
- ・ 有期労働契約の期間の延長
- ・ 企画業務型裁量労働制に係る手続の緩和等
- ・ 地方公共団体における無料職業紹介事業の実施

など